

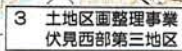
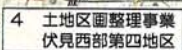
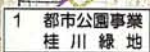
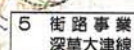
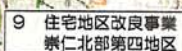
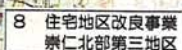
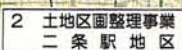
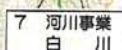
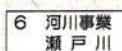
平成 1 5 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業
 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

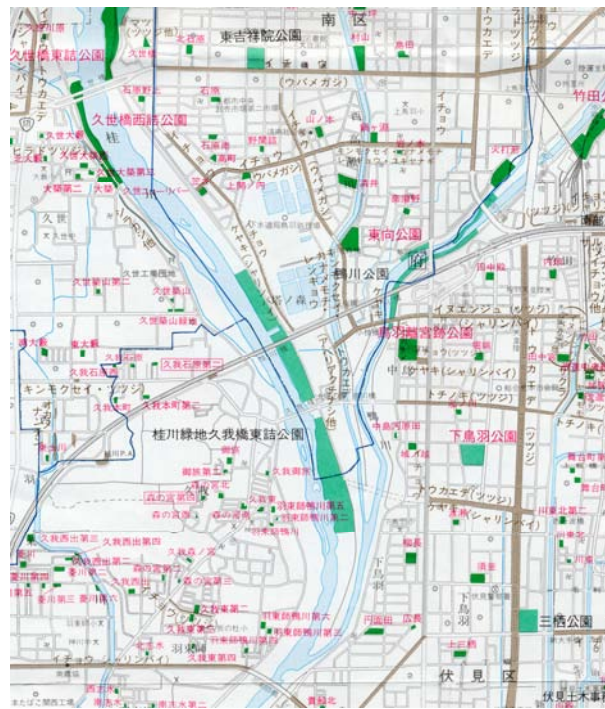
種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	事業進捗率	備考
都市公園事業	1	単	桂川緑地	面積 A= 14.6 ha	S45		34	98%	平成 10 年度再評価実施
土地地区画整理事業	2	補	二条駅地区	面積 A= 13.2 ha	S63		16	93%	平成 10 年度再評価実施
	3	単	伏見西部第三地区	面積 A= 104.5 ha	S60		19	76%	平成 10 年度再評価実施
	4	補	伏見西部第四地区	面積 A= 116.7 ha	S63		16	15%	平成 10 年度再評価実施
街路事業	5	補	深草大津線	延長 L= 270 m 幅員 W= 12 m	S62		17	98%	平成 10 年度再評価実施
河川事業	6	補	瀬戸川	延長 L= 1,300 m	S63		16	46%	平成 10 年度再評価実施
	7	補	白川	延長 L= 3,260 m	S63		16	85%	平成 10 年度再評価実施
住宅地区改良事業	8	補	崇仁北部第三地区	面積 A= 2.7 ha	S58		21	85%	平成 10 年度再評価実施
	9	補	崇仁北部第四地区	面積 A= 7.2 ha	S60		19	44%	平成 10 年度再評価実施

* 事業進捗率は平成 14 年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

[illegible]

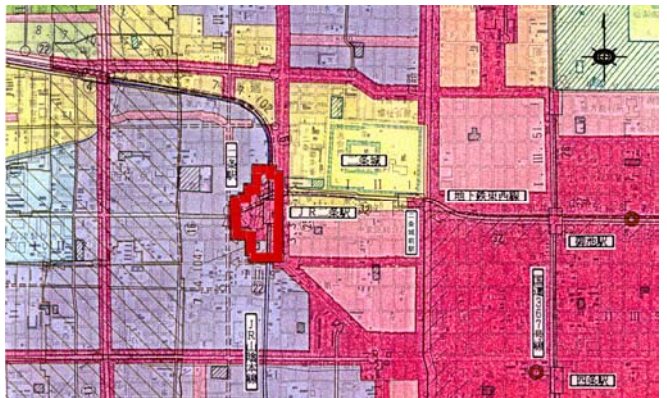
平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	久我橋東詰公園整備事業		事業所管課	建設局水と緑環境部緑政課
事業区間	桂川河川区域内 自：京都市伏見区下鳥羽中向島町地先 至：京都市南区上鳥羽塔ノ森柳原地先		延長及び幅員	延長 L = 2 , 0 8 6 m (面積 A = 1 3 . 1 ha)
事業採択年度	平成 8 年度	完成予定年度	当初：平成 1 2 年度 変更：平成 2 0 年度	
平成 1 5 年度再評価時点での課題，問題点			箇所図	
本事業は，平成 8 年度から整備工事に着手し，久我橋架替工事の作業ヤード部分を除き，平成 1 1 年度で工事が完了した。 久我橋架替工事完成後，平成 1 6 年度に未整備部の工事を再開するための協議を国土交通省と行ったところ，「淀川水系河川整備計画基礎案」において，高水敷におけるグラウンド等の運動施設の整備は原則として認められないという方向性が打ち出されたため，工事の再開を認められなかった。 久我橋東詰の上下流高水敷の延長 L = 200m ,面積 A = 1.0ha が未整備である。				
平成 1 8 年度の取組				
「淀川水系流域委員会」及び「桂川流域河川保全利用委員会」等の動向を注視した。 「淀川管内河川保全利用懇談会」にて，従来の「淀川管内保全利用委員会」運営方法では問題点があったとの認識に立ち，当該委員会の運営についての変更案を，国土交通省淀川河川事務所が提案し，緑政課は河川敷公園のあり方について，パワーポイントで紹介し意見を述べた。 - 平成 1 9 年 4 月 3 0 日で許可期限が終了する，桂川河川敷の占用許可の更新申請書を作成した。 - 平成 1 1 年度までに整備された公園は，文化市民局において運営管理が行われている。				
平成 1 9 年度以降の取組				
当面の目標	国土交通省と協議を重ね，「桂川流域河川保全利用委員会」の意見を踏まえ，久我橋東詰公園未整備部の工事着手を国土交通省に認めてもらう。			
事業効果	上流区域と下流区域をつなぎ，公園の一体化を図ることができる。			
発現年度	平成 2 0 年度			

平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	二条駅地区土地区画整理事業		事業所管課	京都市建設局 都市整備部拠点整備課
事業区間	京都市中京区西ノ京屋池町他		延長又は面積	面積 A = 13.2 ha
事業採択年度	昭和63年度	完成予定年度	当初：昭和7年度 変更：平成20年度	
平成15年度再評価時点での課題，問題点 (1) 建物移転は，136 物件中 128 物件の移転が完了し，残り 8 物件（うち 4 物件の移転契約締結済）となっている。 (2) 再評価委員会においては，「民間等による地区内の適正な土地利用を促進させるために，基盤となる本事業を早急に完了すべきである。」という意見をいただいた。		箇所図 		
平成18年度 of 取組 ・ 都市計画道路七本松通整備工事の実施（平成19年8月完成予定） ・ 街区，画地の出来形確認測量の実施（平成19年3月完了） ・ 18年度までに 136 物件中 135 物件の移転が完了した。				
平成19年度以降 of 取組 当面の目標 平成19年度 of 取組 ・ 残 1 物件の建物移転補償交渉の鋭意推進 平成20年度以降 of 取組 ・ 都市計画道路二条駅西通及び七本松通電線共同溝整備工事の実施 ・ 区画道路 8 号線整備工事の実施 事業効果 ・ 公共施設の整備はほぼ完了しており，文化施設の開業，法科大学院の開設等もあり地域の活性化が図られつつある。 発現年度 ・ 平成20年度（公共施設整備完了予定）				

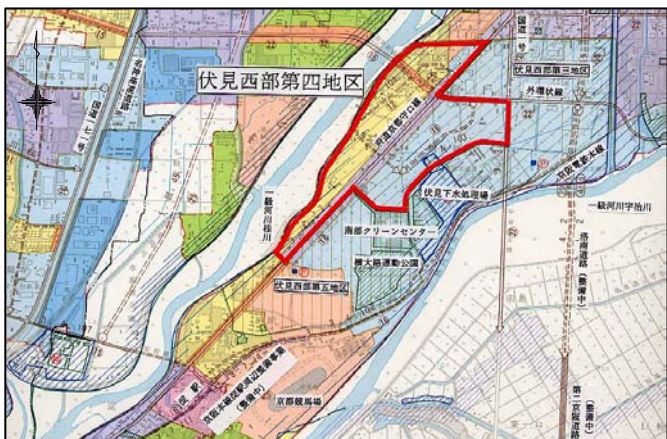
平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	伏見西部第三地区土地区画整理事業		事業所管課	京都市建設局都市整備部 南部区画整理事務所
事業区間	京都市伏見区横大路三栖池田屋敷町 他		延長又は面積	面積 A = 104.5ha
事業採択年度	昭和 59 年度		完成予定年度	当初：昭和 63 年度 変更：平成 20 年度
平成 15 年度再評価時点での課題，問題点 (1) 大規模工場等において，区画道路により敷地が分割され従前の機能確保が困難であるなどにより，合意形成に不測の年月を要している。 (2) 再評価委員会においては，「当初計画に固執することなく柔軟に対応した整備計画の変更について検討すること」という意見をいただいた。			箇所図 	
平成 18 年度の実施 ・ 6 号水路整備着手（外環状線付近） ・ 区画道路 51 号線整備着手 ・ 区画道路 51 号線関連の移転補償 ・ 油小路通・京都枚方線以東区域の道路について管理者へ引継				
平成 19 年度以降の実施 当面の目標 平成 19 年度の実施 ・ 大型移転物件の補償交渉をすすめる。また，大規模工場周辺の仮換地指定を行い，移転に伴う補償交渉をすすめる。 ・ 整備済みの公共施設について，順次管理者に引継ぎを行う。 ・ 平成 20 年度以降の実施 ・ 事業の収束に向け，残り 0.8ha の仮換地指定を精力的に行う。 ・ 大規模工場の移転補償を完了させ，残りの区画道路・水路等の公共施設の整備を行っていく。				
事業効果 ・ 都市計画道路（油小路通・京都枚方線）の整備による広域道路網の形成及び健全な市街地形成				
発現年度 ・ 平成 12 年度（油小路通供用開始）				

平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	伏見西部第四地区土地区画整理事業	事業所管課	京都市建設局都市整備部 南部区画整理事務所
事業区間	京都市伏見区横大路中ノ庄町他	延長又は面積	面積 A = 116.7 ha
事業採択年度	昭和 62 年度	完成予定年度	当初：平成 8 年度 変更：平成 23 年度
平成 15 年度再評価時点での課題，問題点 (1) 運送業をはじめとする大規模工場等の移転に際し，減歩による敷地面積の減少から現状の機能確保が困難である等の理由により，合意形成に不測の年月を要している。 (2) 再評価委員会においては，「当初計画に固執することなく柔軟に対応した整備計画の変更について検討すること」という意見をいただいた。		箇所図 	
平成 18 年度の取組 - 横大路淀線及び区画道路 17，18，20 号線の整備 11，16 号水路の整備 - 外環状線側道に係る建物，上下水道管及びガス管の移転補償 - 事業促進を目的とした地権者及び地元住民の意向調査の実施			
平成 19 年度以降の取組 当面の目標 平成 19 年度の取組 - 府道京都守口線以東の大型物件及び懸案物件の仮換地指定と移転補償 - 横大路淀線残部分と府道京都守口線以東の区画道路の整備 - 意向調査の結果をふまえた今後の事業内容の検討 平成 20 年度以降の取組 - 府道京都守口線以東の大型物件及び懸案物件の仮換地指定と移転補償 - 府道京都守口線以東の大型物件周辺の区画道路，水路の整備 - 意向調査の結果を受けて検討した事業の推進 事業効果 - 地区の用途に適合した，市街地整備の促進により，宅地の利用増進を図る。 発現年度 - 平成 21 年度（横大路淀線の供用開始予定）			

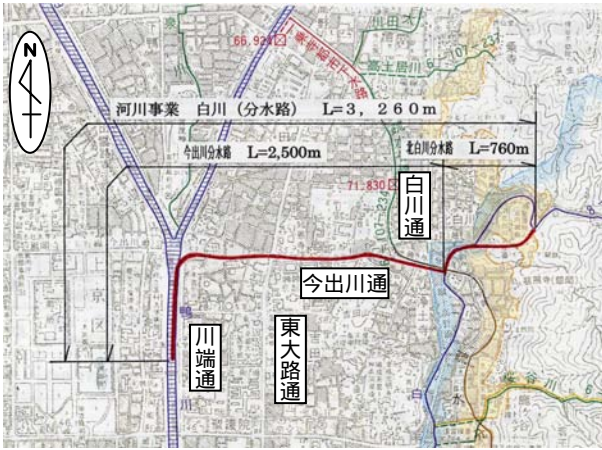
平成 1 5 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 1 9 年 3 月末)

事業名	街路事業 深草大津線		事業所管課	京都市建設局 道路建設部道路建設課
事業区間	自：京都市伏見区深草枯木町 至：京都市伏見区深草東伊達町		延長及び幅員	延長 L = 270 m 幅員 W = 12 m
事業採択年度	昭和 62 年度	完成予定年度	当初：平成 3 年度 変更：平成 19 年度(事業認可最終施行年度)	
平成 15 年度再評価時点での課題，問題点 用地境界確定および用地買収交渉が難航		箇所図 		
平成 18 年度 of 取組 用地境界確定 用地買収				
平成 19 年度以降 of 取組 当面の目標 用地買収 事業効果 交通車両の円滑化および歩行者の安全確保，並びに生活環境の向上を図る。				

平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	河川事業 白川（分水路）	事業所管課	京都市建設局水と緑環境部 河川整備課
事業区間	自：京都市左京区吉田河原町 至：京都市左京区北白川琵琶町	延長及び幅員	延長 L = 3 , 2 6 0 m
事業採択年度	昭和 6 3 年度	完成予定年度	当初：平成 9 年度 変更：平成 1 9 年度
平成 1 5 年度再評価時点での課題，問題点		箇所図	
・ 幹線道路内の工事であるため，沿道住民への説明及び調整，地下埋設管の処理及び埋蔵文化財の調査等に日時を要し事業が遅れた。 ・ 今出川分水路の早期事業効果発現のため，鴨川への吐口及び暫定分流口を整備し，暫定放流を行う必要がある。			
平成 1 8 年度の実績			
・ 今出川分水路（L=2,500m）工事として，平成 1 5 年度から 4 箇年の工事国債により川端通から東側 2 8 0 m 区間の整備を行い完了した。			
平成 1 9 年度以降の実績			
当面の目標			
・ 平成 1 9 年度に鴨川への吐口及び暫定分流口を整備し，暫定放流を行う。			
事業効果			
・ 降雨時に一定量を分流し，一級河川白川の治水安全度を向上させる。			
発現年度			
・ 平成 1 9 年度			

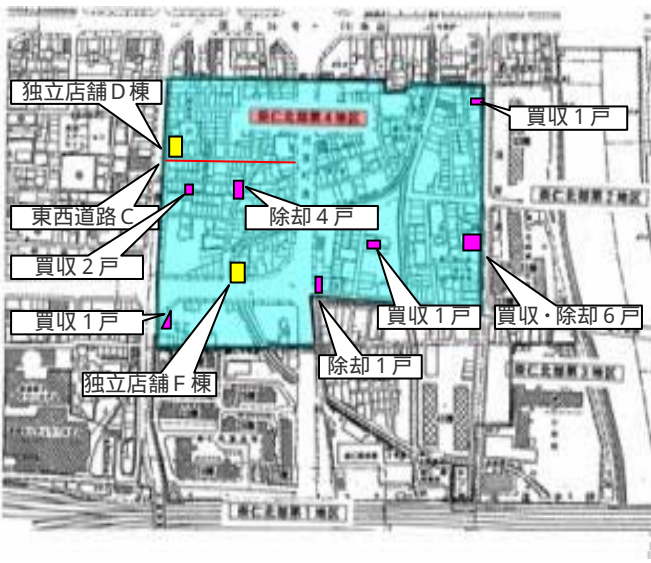
平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区		事業所管課	京都市都市計画局 住宅室すまいまちづくり課
事業区間	京都市下京区上之町他 2 ヶ所		延長及び幅員	延長 L = 240m 幅員 W = 160m (面積 : 2.21ha)
事業採択年度	昭和 58 年度	完成予定年度	当初 : 昭和 64 年度 変更 : 平成 20 年度	
平成 15 年度再評価時点での課題, 問題点			箇所図	
買収状況に応じた土地利用計画の見直しなどによる事業計画の変更を行うことが必要 今後とも早期完了を目指して, 住民やまちづくり組織と協力, 連携しながら, 積極的に推進していくことが必要 なお, 事業の推進にあたっては, 周辺地区との景観の調和, 地域コミュニティの維持についても配慮していくことが必要				
平成 18 年度 of 取組				
東西道路 a の整備工事を行った。				
平成 19 年度以降 of 取組				
当面の目標	平成 17 年度に国へ申請した事業計画変更に基づき道路・緑地整備を行う。 未除却物件の除却を進める。			
事業効果	当地区の住環境は, 防災的, 衛生的にみて低位な部分が多く, これまでの事業推進により改善を図ってきたが, 一部残っている部分の事業を推進し, 住環境の整備改善を図る。			
発現年度	事業計画の最終年度である平成 20 年度の完了を目指す。			

平成 15 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 19 年 3 月末)

事業名	住宅地区改廃事業 崇仁北部第四地区		事業所管課	京都市都市計画局 住宅室すまいまちづくり課
事業区間	京都市下京区郷之町他4ヶ所		延長及び幅員	延長L＝300m 幅員W＝225m（面積：6.40ha）
事業採択年度	昭和60年度	完成予定年度	当初：昭和66年度 変更：平成23年度	
平成15年度再評価時点での課題，問題点		箇所図		
地区人口の減少を考慮した改良住宅建設戸数の変更や，買収状況に応じた土地利用計画の見直しなどによる事業計画の変更と，新たな事業手法の導入に向けた検討を行うことが必要 今後とも早期完了を目指して，住民やまちづくり組織と協力，連携しながら積極的に推進していくことが必要 なお，事業の推進にあたっては，周辺地区との景観の調和，地域コミュニティの維持についても配慮していくことが必要				
平成18年度の取組				
・ 不良住宅11戸の買収及び11戸の除却を行った。 ・ 独立店舗2棟（D棟，F棟）が竣工した。 ・ 東西道路Cの実施設計を行った。				
平成19年度以降の取組				
当面の目標	事業計画変更を国へ申請し，それに基づき改良住宅の建設を進める。 未除却物件の除却を引き続き進める。 東西道路Cの整備工事を行う。			
事業効果	当地区の住環境は依然として，防災的，衛生的にみて低位な部分が多く，事業推進により改善を図る。			
発現年度	事業計画の最終年度である平成23年度の完了を目指す。			